

はじめに

なぜ我々がこの本を書いたのか？

この本を手にとっていただいたあなたも、

「経営者の高齢化が進んでいる」

「事業承継が必要だ」

「後継問題をどうするか」

などというテーマを聞いたり読んだりしたことはあるでしょう。もしかしたら、自分でも遺言を書いたり、少しずつ生前贈与をしたり、生命保険を活用しているかもしれません。

しかし、我々著者は、これらの対策が取られているにもかかわらず、その対策では手が届かない別の問題を、多く目の当たりにしています。

それは、認知症になったときの対応がほとんど取られていないことです。

世は高齢社会。高齢になった経営者がこれほど増えた時代は今までありません。高齢になると認知症や病気などで、判断能力がなくなるリスクが高まります。

会社の経営に直結する株や不動産などを持ったまま、経営者が万一認知症になったら。認知症にならなくても、脳卒中などの病気で判断能力がなくなったらどうなるか。

個人の経営資源がまったく動かせなくなるのです。

亡くなれば相続されるので、相続人の手で動かせるようになります。しかし、亡くならないで認知症になってしまった場合は財産凍結です。

我々は、認知症や病気で、会社に関する財産がまったく動かせなくなり、にっちもさっちもいなくなった企業や経営者を多数見てきました。認知症に対するプランがノープランだったため、財産の管理を

裁判所に委ねざるを得なくなった人たちです。

一方で、認知症や病気による判断能力低下を、会社のリスクと捉え、事前にプランを構築する経営者もいらっしゃいます。我々はそのようなプランを作成するお手伝いをしています。

ノープランのままでも、何もなければ何も起きません。自動車保険や火災保険と同じです。

しかし、万一のことが起きるととても困ってしまいます。

ですから我々は、高齢を迎える経営者には、判断能力低下に備えたプランを作ってほしい、そのような願いを込めて本書を執筆しました。

我々は学者ではありません。実際の現場で問題を解決している実務家です。経営者や家族と、共に悩み、考え、そして実践してきました。ですから机上の空論の話をするつもりはありません。我々は実際の現場で見て、聞いて、体験したことを、専門家の視点を踏まえ本書を通してお伝えするつもりです。

しかし、実践するにはもう一つ必要なことがあります。

それは、あなたの決断です。

あなたの決断があなたの会社、従業員、取引先、そして家族を救うことになるかもしれません。

本書が、貴社の企業防衛の一助になれば、幸いです。

2019年10月

著者一同

※本書はわかりやすさを優先させているため、法的な細かい規定に言及していない場合があります。実際の対策の設計にあたっては、専門家とよくご相談されることをお勧めします。

目次

第1部

経営者が認知症になるとどうなるか？

～待ち構える三つのワナ～

- 1 **一つ目のワナ**
個人資産が動かせなくなる 2
 - 1 経営者が認知症になると経営がストップ?! 3
 - 2 役員すら決められなくなる 5
 - 3 事業承継もできなくなる 7
 - 4 普段の生活にも困る 8**コラム 1** 親の財産 把握するウラ技? 9

- 2 **二つ目のワナ**
成年後見人——財産を管理するのは第三者 10
 - 1 成年後見人とは 12
 - 2 成年後見人に誰がなるのか 13
 - 3 会社の経営権も後見人に?! 14
 - 4 成年後見人を変更することはできるか 15
 - 5 後見制度の利用をやめることはできるか 16

- 3 **三つ目のワナ**
成年後見でできること——会社のために使えない 18
 - 1 担保の設定——裁判所からストップが 20

目次

- ② 新社屋の計画が頓挫 22
 - ③ 成年後見では、会社のために財産が使えない 22
 - ④ 会社の株にも問題が 23
 - ⑤ 究極的には裁判所が経営の決定権を握る 24
- 4 経営者の認知症対策 どうしたらいいのか 26
- ① 任意後見による解決方法 27
 - ② 家族信託による解決方法 28
 - ③ 任意後見か家族信託か 29
 - ④ イザというときの備えは常に「事前対策」 31

第2部

経営者の認知症対策 その1 任意後見 ～財産の管理だけでなく各種手続きの代行も できるオールラウンドプレイヤー～

- 1 任意後見とは何か 34
- ① 法定後見制度とは 35
 - ② 任意後見制度とは 38
- 2 成年後見人に選ばれないオーナー家族の苦しみ 40
- ① 第三者が成年後見人に選任された場合 41
 - ② 法定後見は何が問題なのか 42
 - ③ 資産家の親族は選ばれにくい 43
 - ④ 資産が数千万円以上ある人は、任意後見が必要 43
 - ⑤ 任意後見契約はどのような人に必要か 44

3 任意後見の仕組み	48
1 お母さんのお金の管理はどのようにすればよいのか	50
2 後見人の選び方	51
3 成年後見との比較	51
4 成年後見の制度は不要なのか	52
5 任意後見と成年後見はどちらが優先か	53
6 任意後見と一緒に考えておく制度	53
7 任意後見契約と遺言書	56
コラム2 誰が納骨してくれるの?	57
4 任意後見人の役割	58
1 任意後見は、いつスタートするのか	59
2 任意後見の発効の申立ては誰がするのか	60
3 四親等内の親族がいない人は、成年後見の申立てさえできない	61
4 任意後見契約では、医師が時間をかけて鑑定しなくてよい	61
5 任意後見監督人の役割	62
6 子どもが任意後見人でも監督人は必要か	62
7 監督人は何をするのか	63
8 監督人を自分で選べるか	63
5 監督人が選ばれた後はどうなるか ——任意後見監督人の権限と家庭裁判所	65
1 任意後見人と監督人	67
2 任意後見監督人の報酬	67
3 任意後見から成年後見へ	68

- 4 他にはどんな業務をするのか 68
- 5 本当に本人の利益になっているのかを判断する 69
- 6 民事信託が必要な場面 70

第3部

経営者の認知症対策 その2 家族信託 ～守りだけでなく攻めも可能な攻撃の要～

- 1 家族信託とは 72
 - 1 家族信託は財産を管理する新しい仕組み 73
 - 2 財産の承継を「点」でなく「線」で結ぶ 74
 - 3 経営者が一番つらいことは、決断を一人ですること 77

- 2 家族信託の登場人物と仕組み 79
 - 1 家族信託の登場人物とその役割 81
 - 2 家族信託の仕組み 83
 - 3 信託をサポートする人 85
 - 4 家族信託のデメリットは 86
 - コラム3 会社は誰のもの? 90

- 3 家族信託と税金 91
 - 1 信託すると税金はどうなるか 92
 - 2 財産権を持つ社長が亡くなったらどうなるか 94
 - 3 所得税について 95
 - 4 譲渡所得税 95

5	不動産特有の税金——不動産取得税と固定資産税	96
6	税金の特例はどうか	98
4	経営者のための家族信託の使い方——自社株信託	100
1	家族信託を自社株に用いる	102
2	他の方法との違い	103
3	自社株信託のオプション——「指図権」とは	106
4	指図権の利用方法	107
5	指図権のメリット	108
6	指図権で注意すべきところ	109
コラム 4	自社株信託に会社は関係ない？	110
5	経営者のための家族信託の使い方——不動産信託	111
1	経営者名義の個人資産——経営者が判断能力を失うとどうなるか	112
2	家族信託による解決方法	114
3	不動産を動かすと税金はどうか	115
4	専務 M に万一のことがあったら？	116
コラム 5	俺の会社だから問題ない？	117

第4部

ケース別にみる 経営者の認知症対策

1 ケース1

地主が建築途中に認知症が進行 120

- 1 事例の概要と問題点 121
- 2 後見人には誰が選ばれるのか 122
- 3 認知症対策として行うべきこと 123
- 4 任意後見の監督人とは 124
- 5 遺言書もセットで作成 125
- 6 遺留分とは 125
- 7 遺留分への対処法として生命保険を活用 126
- 8 保険金は相続財産ではない 127

2 ケース2

後継者のいない経営者が任意後見で企業防衛 129

- 1 後継者のいない経営者の問題 130
 - 2 成年後見の苦い経験 130
 - 3 任意後見の必要性 133
 - 4 任意後見の発効とは 134
 - 5 任意後見の発効の手続き 135
 - 6 任意後見は認知症に備えた「頭の保険」 135
- コラム6 本人のための任意後見人となるには 136

3 ケース3	
複数の任意後見契約でリスクを回避	137
1 相続対策だけでは不十分なこと	139
2 裁判所は親族を成年後見人に選ばない	141
3 高額な預金は裁判所が管理	142
4 任意後見のメリットとは	144
5 任意後見なら複数後見も可能	145
6 任意後見は成年後見に優先する	146
7 会長 S の対応策——複数後見の契約	146
8 第三者が監督する	147
コラム7 監督人として感じること	148
4 ケース4	
家族信託と任意後見、遺言を設定して M&A を成功	149
1 後継者のいない経営者の判断	150
2 認知症になると M&A の契約ができない	151
3 現状を維持しつつ、万一の時にも対処できる方法	154
4 信託契約で自社株の譲渡契約が可能	155
コラム8 相続対策の提案 専門家ごとに違う特有のクセ	158
5 ケース5	
経営者名義の不動産を家族信託して新社屋を建築	159
1 新社屋の敷地は経営者個人の名義	160
2 なぜ不動産を信託するのか	161
3 不動産を信託するには	162
4 税金はどうなるか	164

6 **ケース 6**

事業承継をトータルに考え、後継者が確実に承継 …… 167

1 事業承継をトータルで考える 168

2 任意後見と家族信託で、会社と個人を守る 169

3 トータルな設計が重要 171

4 もう一つの重要な対策 174

第1部

経営者が認知症になると どうなるか？ ～待ち構える三つのワナ～

近年、社会問題化している認知症。認知症や病気で判断能力を失うと財産が動かせなくなり凍結されます。

一方で中小企業の経営者は、会社の株や事業用の不動産など、多くの個人資産を会社のために使っています。

経営者が認知症に対する備えがノープランのまま判断能力を失うとどうなるのか。

会社の経営にとって、大きなワナが待ち構えています。

1

一つ目のワナ

個人資産が動かせなくなる

銀行の支店長と融資担当者が支店長室で、ある会社の後継者である現社長 B と話をしています。

内容は、本社建替えの建築費用の融資についてです。

支店長：今回の担保に入れていただく不動産は国道沿いで価値が高いので、担保価値は十分ですよ。

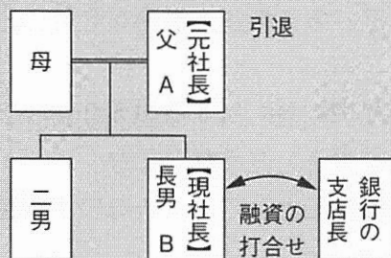
現社長 B：本社の建替えは、元社長である父が元気なころからの懸案だったので、やっとここまで来たという感じです。

支店長：ところで、元社長のお父様は最近どうですか？

現社長 B：元気にやっていますよ。時々釣りに行ったり、達者ですよ。

支店長：それなら安心です。引退されて、認知症にでもなったら、お父様名義の土地の担保手続きができなくなってしまいますから。

現社長 B：それは大丈夫だと思いますよ。父は、今でも私が経営のことを相談すると、目つきが変わりますから。



数日後、現社長 B の携帯に母から電話がありました。

現社長 B：え？ 親父が転んで骨折？

B の母：そうなのよ。今日も釣りに行くって張り切っていたんだけど、玄関のところで転んで、大腿骨の付け根を骨折してしまったの。今病院にいるんだけど、お医者さんが言うには、折れた部分にボルトを入れる手術をするんですって。高齢になるとよくある骨折らしくて、手術は心配なさそうなの。2週間くらいで退院できるって。

現社長 B：ああ～。そうか。良かったよ。これから社屋を建てる手続きもあるから、親父に万一のことがあると大変だから。

B の母：でも、お医者さんは、ちょっと心配なことも言ってたわ。高齢になって急に入院すると、環境の変化についていけずに1週間くらいで認知症になる人もいるって。

現社長 B：本当?! それはマズイよ。親父がそうならなければいいけど。

2週間後、退院した父 A は、息子である現社長 B の顔もわからないくらい、認知症が進んでいました……。

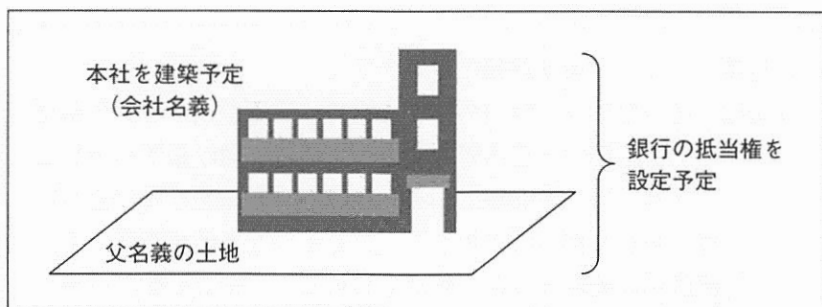
1 経営者が認知症になると経営がストップ?!

ある会社の社長からの相談でした。

社長の父 A は、会社の創業者で、元社長。会社の株式は父が100%持っています。その父が認知症になってしまったのです。

後継ぎである現社長 B は、新社屋を建築する予定でした。新社屋の敷地は、元社長で、父である A の個人資産です。

■ 1-1 新社屋を建築する予定



銀行に借り入れの相談に行ったところ、担保として新社屋と父Aの持ち物であるその底地に、抵当権設定が必要だと言われました。しかし、建築の計画中、父Aが認知症になってしまいました。判断能力がないので抵当権の手続きができません。銀行もコンプライアンスを求めるため、認知症の人から、抵当権の手続きの書類に押印をもらうことはできないとのこと。

結局、その会社は、新社屋の建築計画を断念せざるを得ませんでした。

中小企業の社長は個人資産と会社の経営が密接に関係することが多く、個人資産を会社の経営のために使うことがよくあります。自分の不動産を会社に貸し付けたり、担保に入れたり、個人保証をしたり、会社にお金を貸し付けたり、などなど。

社長が認知症になると個人資産を会社のために使うことがすべてできなくなってしまうのです。簡単に言うと、これらの行為をするための書類にハンコを押せなくなるからです。

2 役員すら決められなくなる

株を持っている人が会社の役員を決めることができます。つまり、株主は人事権を持っています。

そして、会社の役員には任期があります。任期の長さは会社によっても違いますが、多いのは、2~10年くらいです。普段は任期が来ても、何も意識せずに必要書類に押印して役員の更新をしていることが多いでしょう。役員を更新するための書類に押印することは、まさにこの人事権を行使していることに他なりません。普段あまり意識しないでしょうが、これも判断能力があるからできることなのです。

この会社はどうでしょうか。100%株を持っている元社長である父Aが認知症です。人事権を持つ人が書類に押印することができなくなっています。押印してもそれは無効です。

つまり、役員の任期が来て、役員の更新や新たに役員を決めようとしても、法律的にできないのです。

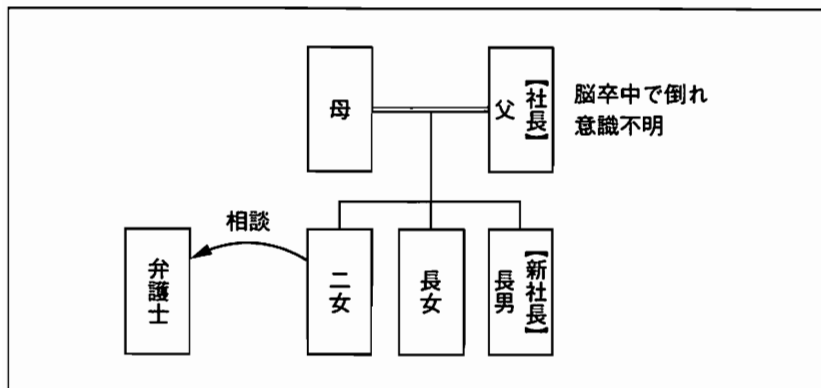
では、配偶者や後継者が株を少し持っていたらどうでしょうか。

この場合も問題が生じる可能性があります。

なぜなら、役員を決定するための手続きには、最低でも株の議決権の3分の1以上が必須だからです（定款に規定がなければ2分の1以上）。

例えば、配偶者が10%、後継者が20%株を持っていても、元社長が70%株を持っていると、役員を更新することができなくなってしまいます。

■ 1-2 長男が後継者



こんな会社がありました。

その会社も社長が会社の株を100%持っていました。しかし、その社長が脳卒中で倒れ意識不明になってしまいました。社長の長男が会社に入っていたため、急遽、後継者として取締役になり、社長に就任しました。しかし、それに不満を持つ二女が弁護士に相談しました。

そして、その弁護士から、長男に対し訴訟がされたのです。後継者の長男が社長になっていたとしても、その選任手続きが無効であるとのこと。

長男を取締役、そして新社長に選ぶ手続きは、本来は株主である父が行わなければなりません。しかし父は意識不明ですから、その手続きができません。結果として、長男を新社長に選任する手続きに問題があるとされたのです。

このように、株の大半を持つ大株主（法律上は3分の2以上）が判断できなくなると、役員を更新したり新たに選任したりすることが不可能になってしまいます。そして結果として、会社の経営に大きなダメージを与えてしまうのです。

川崎 一夫 (かわさき かずお)

認知症による資産凍結を防止するコンサルタント

とき司法書士法人 代表社員 司法書士

民事信託監督人協会代表理事

高校3年の時、父の会社が倒産し、両親が離婚。大学進学を断念。家族のために昼も夜も働く。少しずつお金を貯めて22歳で、日本大学に進学。卒業後は、東京のコンサルタント会社に就職する。帰郷をきっかけに司法書士を目指す。受験期間中、新潟・福島豪雨(2004年7.13水害)で、家財と勉強道具の一切を失う。しかし、妻の支えもあり、翌2005年に司法書士合格。現在に至る。本人は「挫折をバネにがんばる!」と笑う。

家族信託の第一人者であった河合保弘氏に師事し、家族信託を駆使した認知症対策、事業承継対策を得意とするようになる。著書「いちばんわかりやすい家族信託のはなし」(日本法令)。

家族信託の実務家向けのメルマガをほぼ毎週発行。

<https://kawasakikazuo.com>

*第1部、第2部第1章、第3部第3章・第5章、第4部第4章・第6章を執筆。

勝 猛一 (かつ たけひと)

勝司法書士法人代表社員、勝資産承継株式会社代表取締役

民事信託監督人協会理事

1966年 鹿児島県の徳之島に生まれる。大阪市立大学大学院修士課程終了

1999年 司法書士登録 大阪淀屋橋で事務所開設

2000年 (公益社団法人) 成年後見センター・リーガルサポート会員

2003年 勝司法書士法人設立、東京事務所設置

2017年 横浜事務所設置

成年後見・遺言・家族信託のセミナー講師を年間50回程行う。(公社)成年後見センター・リーガルサポートの業務支援委員を2期務め、若手司法書士の育成に尽力。他にも、司法書士会の綱紀調査委員を歴任。小説「相続請負人」(株式会社エベユ)出版、テレビBS11・テレビ朝日「モーニングバード」出演、日本経済新聞主催セミナー講師担当。その他、社会福祉法人・一般社団法人・NPO法人などの理事・監事に就任。

*第1部第1~3章、第2部第4~5章、第4部第1~3章を執筆。

橋本 雅文 (はしもと まさふみ)

橋本司法書士事務所 司法書士

1975年生まれ。福岡県立小倉高等学校、大阪市立大学法学部卒業

2005年司法書士登録

家族信託専門士 民事信託監督人協会理事

結婚、長男の誕生により、家族の大切さに気付く。自分に何かあったときに家族を守るため、事前の準備と対策が必要なことを知る。また、相続、成年後見の実務経験を通じて、尊厳ある人生と家族の幸せを守るため、遺言、任意後見や家族信託の活用が欠かせないことを知る。税理士、弁護士、ファイナンシャルプランナー、ライフプランナーなど他の専門家との連携を重視して、会社経営者や不動産オーナーに最適な方法を検討する。自分のため、家族のため、会社のために、一人でも多くの方に家族信託や任意後見など事前対策を検討していただきたいと考えている。

*第3部第1章・第2章・第4章、第4部第5章を執筆。

佐藤 活実 (さとう かつみ)

1979年 島根県浜田市弥栄村出身

2000年 成安造形短期大学 造形学科 卒業

2005年 アパレル業界に勤務後、システムエンジニアとして自社での開発事業、某電気メーカーでの勤務を経て、フリーランスとして活動。

2013年 勝司法書士法人 大阪事務所 勤務

成年（法定）後見人及び任意後見人として、成年後見業務の仕組み化を行い、後見制度の普及活動及び所内の教育を行う。

2016年 勝司法書士法人 東京事務所 転勤

高齢者事業において各企業との連携・協力を推進。

高齢者や障がいを持つ子どもの家族を対象にした複数の法人の設立に関わり、家族信託監督人協会の事務局サポートを行う。

2019年 任意後見コンサルタントとして独立

各方面へのセミナー等の活動を行う。

*第2部第1章～3章を執筆。

小嶋 公志 (こじま まさし)

小嶋税理士事務所 所長 税理士

1974年 北海道函館市生まれ。成蹊大学経済学部経済学科卒業

2006年 小嶋税理士事務所開業。

2013年 「みんなの相続税」(めでいあ森) を出版

2020年 税理士法人化予定

東京税理士会所属。TKC 全国会西東京山梨会所属。

法人顧問業務のほか、事業承継や相続関連の対策のセカンドオピニオンを行っている。

信託業務については、2016年頃から行っている。税金対策だけではなく、承継がスムーズに進むよう全体像を考えたいうえで提案することを心掛けている。

<セミナー講師実績>

事業承継・相続・信託に関するテーマでの講演が多い。

<講演依頼先>

・三菱 UFJ 銀行・多摩信用金庫・旭化成ホームズ株式会社・積水ハウス株式会社・大和ハウス工業株式会社・立川商工会議所 など